

21 代言人規則中改正布達伺

〔明治九年十一月〕

(注記1)  
天第九百六十四号

(幸田口)尾 (注記2)  
㊦ ㊦

代言人規則之儀ニ付伺

(注記3)  
代言人規則第四条但書改正ノ儀本年三月七日伺ノ上及布達置候  
処今般裁判区ヲ被定一裁判所ノ所轄頗ル広ク本支庁ノ距離從テ  
相隔チ實際不便ノ儀ト存候ニ付尚別紙ノ通り改正布達致度旦代

言人試験ヲ受ケ落第セシモノ再試験ノ儀往々伺出候向モ有之候  
ニ付是亦別紙ノ通り及布達度此段併テ相伺候至急御指揮候也

明治九年十月十七日

司法卿 大木喬任

太政大臣 三條實美殿

(注記4)  
伺之趣聞届候事

明治九年十一月一日

布達案

本年当省甲第三号布達代言人規則第四条但書(該裁判所々在ノ  
地三里内)ト有之ヲ(該地方裁判所ノ区内)ト改正候条此旨更  
ニ布達候事

布達按

一代言人試験ヲ受ケ落第シタルモノ再試験ヲ願ハントスル片ハ

次ノ期月ヲ待ツヘシ

一再度以上落第セシモノハ再度ノ期月ヨリ第三回日期月ニ至ラ

サレハ試験ヲ願フヲ得ス

一試験再度以上ニ係ルモノハ其旨ヲ願状ニ附記スヘシ

右布達候事

天第千壹号

(長) (注記5)

去ル十七日天第九百六十四号ヲ以代言人規則ニ付布達之儀相伺置候処右は各県伺出之趣モ有之ニ付至急御指令相成候様御取計有之度此段及御照会候也

明治九年十月廿七日

司法大少丞

史官

御中

(注記6)

明治九年十月廿日同廿七日来 (半田口)(横田)(谷岸)

大臣

(三條)(高倉)

参議

(天久保)(大隈)(伊藤)(山県)(黒田)

法制局

(櫻井)

卿 輔

別紙司法省伺代言人規則之儀審按候処右ハ先般第百拾四号ヲ以テ地方裁判所分轄之儀被相定候ニ付テハ實際便否之都合モ可有之ニ付御聞届相成可然且代言人試験ヲ受ケ落第セシモノ再試験之儀モ代言人規則手続中明文無之ニ付是又御聞届相成可然ト存候因テ御指令按調査仰高裁候也

(注記8) (注記7)

御指令按

伺之趣聞届候事

明治九年十一月一日 (長)

参照

甲第三号九年三月卅一日

代言人規則第四条但書左ノ通改正候条此旨布達候事

但免許状ヲ得タル者ハ必ス該裁判所々在ノ地三里内ニ住居

スベシ尤既ニ該裁判所ニ免許ヲ得レハ其管下支庁ハ遠近ニ

拘ハラス代言ヲ(得)(為)スヲ得ベシ

(注記1)

「法制局第(抹消)(加筆)八十九号ノ十月十七日ノ法制局受付印」

(注記2)

(添田)

(注記3)

「法」

(注記4)

「一」(簿冊内件名番号)「第百六十号」

(注記5)

(添田)

(注記6)

「法制局第八十九号」

(注記7)

「史官本局」

(注記8)

「司百五十八」

〔明治九年十一月  
公文録 司法省之部 全〕  
2A.9. ②1802